岩手県収用委員会告示第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成31年3月15日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 一般国道342号改築工事(白崖工区・岩手県一関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字三本木地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の	地 番	地		土地登記	安测业建	収用しようとす		使用しようとす		実地の	備考
所在			Ħ	簿の地積	実測地積	る土地の面積		る土地の面積		状況	
岩手県	89番 7	畑		2 122 m²	2, 130. 54 m²	① 79. 24 m²	_		畑	別図に①として赤色で表示	
一関市				2, 120111			79. 24111	_		ДЩ	する部分
花泉町		畑		1, 203 m²	475. 15 m²	③ 233. 03 m²	⑤ 15. 99 m²	E	別図に③として赤色で、⑤		
永井字							255. 05111	[] 15. 99 III	加	として緑色で表示する部分	
三本木					729. 57 m²		618. 62 m²	© 7.04	7. 94 m²	111+4-	別図に④として赤色で、⑥
				129. 51 III	4)	010. 02111	7. 94111	Ш//	として緑色で表示する部分		

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成31年3月8日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。